

市芦救援会通信

市芦救援会通信 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 0797(32)1131
88/10 通巻22号 (1部100円) 市芦救援会 発行人 玉本 格

第13回審理 11月8日(火) AM10:00~12:00 前田証人に対する反対尋問

第14回審理 12月13日(火) AM10:00~12:00 同上

第十二回公開口頭審理

組合役員の出張のみ不承認で処分 公文書改ざんは市教委指示と証言

市芦救援会事務局

去る十月四日、第十二回公開口頭審理が開かれました。前回に引き続き、処分者側証人前田和夫市芦前校長に対し、申立人代理人分銅弁護士より反対尋問が行なわれました。前回明らかにされた公文書(学校日誌)偽造や、高校総体が終了して市芦への早期復帰を要求していた鈴木先生に、十月一日突然に第二次強制配転が行なわれたことへの抗議もこめて、多数の傍聴者が詰めかけました。河村・深沢両先生に対する不当処分に関する反対尋問の中で、深沢先生への処分デッチ上げのために、出張を突然不承認とし、「無断職場離脱」として扱った事実が明らかにされました。また、前回明らかにされた処分証書類(学校日誌)偽造について、「市教委の指示で、後日に学校日誌をさしかえた」との証言を行い、市教委ぐるみの公文書偽造の事実が明らかにされました。それらは、あらかじめ組合役員を処分するという方針の下に、次々と処分事実をデッチ上げるための工作を行ったものであり、処分の不当性がより一層明白にされました。

次回十一月八日の審理では、鈴木先生の強制配転に関する反対尋問が行なわれますので、多数の方々の傍聴参加をお願いします。

も／く／じ

第12回公開口頭審理報告

組合役員だけをねらいうちの処分・市教委ぐるみで公文書偽造	6
〈特集〉9・29市芦反弾圧闘争2周年集会	
人と人との関わりをもって不退転の闘いを確認	市芦救援会事務局 6
真実と正義を	市芦救援会会長 玉本 格 8
経過報告・あらがい続ける	市芦分会長 深沢 忠 9
弁護団報告・処分の本質を見失うことなく	弁護士 在間 秀和 11
決議文	15
記念講演・人として生きたたかう	全港湾書記長 平坂 春雄 17
鈴木先生に再度強制配転	10
活動日誌抜粋	22

第十二回公開口頭審理報告

組合役員だけをねらいうちの処分
市教委ぐるみで公文書改ざん・偽造

市芦救援会事務局

前回に引き続き前田証人への反対尋問が行なわれ、今回も処分デッチ上げの工作、不当・労働行為性が明らかにされました。

まず、出張の取扱いについて、従来は教員の教育活動の円滑化のため、教員相互の連絡の下に多くの緊急出張をしているのが実態で、出張カードは後日にまとめて記入し、管理職も命令確認処理をその時点ですべてしていました。しかし、深沢先生の出張については、その取扱いを突然やめ、「不承認」とし「無断職場離脱」として報告・処分しています。

しかし、それにあわせるため他に出張不承認とした教員について、無断職場離脱としては扱っていないという証言をひき出しました。組合役員である深沢先生のみを処分したという事実が明らかにされたのです。

また、無断職場離脱による賃金カットについても、西阪神支部で校長が確認した教員のみが対象とされている事実が明らかにされ、

組合活動を処分対象としていた事実が明白となりました。

さらに、前回、学校日誌の偽造を頑なに否定していた前田証人は、証拠が出されて追及をのがれられないとして、今回は「市教委の指示で後日にさしかえた」と証言しました。しかし、その理由は証言しえず、市教委ぐるみの公文書偽造・改ざんの事実が明らかとなりました。

以下、反対尋問の一部を抄録しておきます。

十時出勤を条件に職員採用

分銅弁護士（以下分銅と略）

勤務時間が十時を原則とした形で採用されている方がいるという事は前回証言されたんですね。認められてますね。

前田証人（以下前田と略）

採用条件ではなかったと思います。

分銅 あなたの証言によると、その事は市教委にも伝えてなかったとおっしゃっている。

前田 その方は、一ヶ月間という事で、十時出勤という事で、教頭の方は言ったとはいわないけど、事実としてそういう事がありました。分銅 それは市教委は知らなかったのか、学校の運用としてしたのか。

前田 当初は市教委には伝えてありませんが、あとで申しました。

分銅 いつか。

前田 約半月後。

分銅 六一年三月二十八日に面接してますね。

前田 出会ったことは。

分銅 誰が面接しましたか。

前田 私と教頭と、市教委の方は誰か記憶にない。

分銅 伊達さんですね。（教職員課主幹）

前田 多分そうであったと思う。

分銅 その面接の時、通勤時間が一時間半もかかり、勤務は無理だという話をされたのを、その方から報告もらっています。

前田 面接の時に話があったかどうか……

分銅 採用される側としても、通勤時間の点が一番かんじんで、無理という話をした筈。

前田 記憶にございません。

分銅 子供が小学校に入るまでは十時出勤でかまわないという事を、伊達さんも立会いの上で話したでしょう。

前田 それは言っていないと思います。私は勤務時間の正常化という事を言われてて、特に注意してましたし……

分銅 この件は後で問題になったんですか。

前田 高教組の書記長も入られて話合った。

分銅 あなたは、他の教師にこういう労働条件となつてると言うと、反感もかうので大っぴらにしないように言ったという報告をうけている。

前田 面接の段階では申ししておりません。

処分が前提の出張不承認

分銅 市内出張等について、書類上の手続きがきちつとなされているという話ですが、口頭の方が多いのではないですか。

前田 時期にもよると思いますが、そういう事をしないようにという事をいつも言っていました。

分銅 出張カードについて、旅費請求するために後から書くという事で、行く前にそういう書類を出してましたか。

前田 緊急の生徒指導以外は書いていくのが普通で。

分銅 職員は給料日前にまとめて記載して事務室の方へ提出するという事になってませんでしたか。

前田 形として私が命令した後に旅費請求を

すると。

分銅 そのカードは、別々に書くのですか、前の部分（命令）だけ先に書いて、後の部分（旅費）を後から書くようになってるんですか。

前田 そうです。

傍聴人（以下傍と略）

ウソつけ！ 一緒やないか。

前田 しない人もありましたけど……

分銅 深沢先生の出張カードの写しですが、六一年六月に四回の旅費請求があったのですか。

前田 一ヶ月たってから教頭の方に出てきたと、命令は直前または直後であるので、これは出張扱いではないときいた。

分銅 その出張をしてたかどうか確認していますか。

前田 知りません。

分銅 書類上の手続きだけで出張旅費を支払われない、一ヶ月おくれで支払われないという事は今までもあったんですか。

前田 何年か前に一件。年度をこしたので。

分銅 年度をこして予算措置ができなくなつたというのでは大きな違いでしょう。他のは原則として遅れても認めていたでしょう。この時から一ヶ月という原則が立てられんでしょう。

復命も旅費の請求の部分も、本来は請求時

と一緒に書いて出していた。そうじゃないですか。

前田 あくまでたてまえは別に……

分銅 たて前でなく現実のことです。

これは山中先生のカードですが、いったん承認印を押して白の修正液で消したように見えますね。

前田 ……

分銅 先に承認していたが、深沢さんの書類を不承認にするために、これもあわてて消したものでしょう。

前田 ちよつとわかりません。

分銅 教頭がいったん処理されたんですよ。ところが深沢さんのが出されて不承認にせないかんで消した。問題になったでしょう。

前田 ……その……記憶に……

分銅 深沢さんの六月の出張について、三回分は無断職場離脱として処分されている日ですね。それについて、仕事をしている事はわかってるが無断だったので記載したのか、それとも報告の段階でまったく職場離脱、職務放棄という事で出されたのか。

前田 一ヶ月後に提出されたのでそれは出張にならないと。

組合事務所に行った
人のみ賃金カット

分銅 賃金カットについて、九月二日の件で

という風に書いていて……

分銅 まず、書きかえたのかどうか。

前田 さしかえた。

分銅 いつですか。

前田 はっきりした日はおぼえておりませんが、私が報告した後であると。

分銅 六一年九月十一日に報告してますね。その前ですか、後ですか。

前田 後……

分銅 そうすると、学校日誌が添付されてるのが一体のものとして報告されてますと、その前にその部分を書きかえられてないとおかしいじゃないですか。

前田 あ……一六・五七と私の方は市教委へ報告しますが、学校日誌が一七・〇〇までということであったので、市教委から教頭に連絡があり、一六・五七という風にしなさいという指示があつてさしかえました。

分銅 そうすると、別表の部分（処分の各日時を一覧表にしたもの）、これは何に基づいて書いたんですか。

前田 あ……学校日誌に基づいて……

分銅 学校日誌が基本ですね。そうすると、別表への書き写しまちがいがあつたという事です。なぜ原本の日誌の方をなおすのか。

前田 市教委の指示で、よくわかりませんが、教頭の方に連絡があつたと……

分銅 あなたが写しまちがえたわけですか。

前田 はい。（爆笑）（審査委員も笑う）

分銅 なんで五七分みたいないままちがいがありますか。

前田 一六・五七というのは正規の勤務時間でありまして、おそらくそれが頭にあって……なお、前にも言いましたが、無断職場離脱の脱という字もぬかしてましたので。

分銅 それは単純に無知というもんや（爆笑）

分銅 この日誌の校長印はあなたがおしたのか。

前田 記憶にありませんが、私のハンコがありますし、毎日おしますし……

分銅 これはあとからの分を作成するんでしょう。記憶してない苦はないでしょう。

市教委から指示があつたのは、書証に提出する前ですよ。その直前か、ずっと前か。

前田 記憶にありません。

分銅 井上さんに確認してないんですか。

前田 していません。

分銅 市教委がなんのために、あなたの記載をやまりしてる方を訂正しないで、学校日誌の方を訂正したんか、その理由についてもあなたは聞いてないんですか。

前田 ……私はわかりませんが、ただいえるのは、一六・五七が勤務時間の終りの時間ということ。

注意文書はボックスに

分銅 深沢さんに対する注意文書が出されたのは五月一日ですね。その後、六枚のうち本人に手渡したのはありますか。

前田 ……記憶にありません。

分銅 全部連絡用ボックスに入れたでしょう。なぜ本人に直接手渡して話しなかったのか。

前田 あ……本人が職員室にいないくて、授業中であつたとか……（爆笑）

分銅 六一年六月二五日以降、出してませんね。なぜですか。

前田 ちょっと理由がわかりません。

分銅 そのつど出しておつたとおっしゃってたでしょう。なぜやめたんですか。無断職場離脱だと思つてなかったんじゃないですか。この頃に出張旅費の請求がでてるでしょう。

前田 ……

分銅 六月は他で仕事をしているようだとわかつたわけですね。

前田 いやいや、本人が言ってるけれども不承認にした。

分銅 処分されてる日にあがつてる日で、ちゃんと出張してたと本人は主張しているという事などはみんな市教委へ報告してますか。

前田 口頭で。

分銅 報告した上で処分うけてるわけですね。

河村さんがカットされてますが、宿題考查のあつた日ですね。今まで午後から帰ってませんか。

前田 定期考查についてはそうですが、宿題考查は授業時間中行うものですから。

分銅 定期考查と同様に宿題考查も午後の授業がないから、その場合は帰るという原則にのっとって帰ったんでしょう。

現実九月二日、三名だけ担当の先生が帰つたんですか。

前田 問い合わせもあり注意を申し上げたら、退校したのを確認したのは三名だけだと。

傍 その日に帰った人がここに来てるぞ！

前田 教頭からそういう報告が……三時から四時すぎあたりに他の教員は退校しておると確認している。

分銅 では、この中で河村さんだけ処分された。他の二人は同じように出ていながら処分されない理由は何ですか。

前田 私共の方には処分する権限はないので。

分銅 九月九日、石橋さんが賃金カットになっている。理由は……

前田 無断職場離脱だと。

分銅 無断職場離脱だけでカットの対象ですか。

前田 私は西阪神支部へ行って確認していて、その経過を市教委へ報告している。

分銅 無断職場離脱というけれども、西阪神

組合役員のみ処分

分銅 山中さんの出張では、七月の三回は承認されてないわけですから、無断職場離脱になるわけですね。

前田 ……その……記憶にありませんので……

分銅 深沢さんと山中さんの場合、その書類で見る限りにおいて全く同一であるにもかかわらず、深沢さんは分会長をしている故としか思われなような職場離脱という事で報告されている。山中さんの場合は報告されてないでしょう。

前田 してないと思います。

分銅 石橋さんは、一回でも報告したでしょう。これは三回ですよ。

前田 西宮の方でいたということを確認しておる限り、市教委の方も不在であることを確認しておりますので、その様に報告した。

分銅 報告して賃金カットまでした。同じように山中さんも不承認にする限りは報告して賃金カットなりせないかん事になるでしょう。

前田 ちょっとわかりません。

市教委指示で 学校日誌さしかえ

分銅 学校日誌ですが、後から書いたものじやなくて、当日ないし一週間の間に書いてましたか。

前田 そうだと思います。

分銅 思いますというふうな不確かなものですか。書き加えてませんか。

前田 ずい分昔のことで、記憶が……

分銅 今回の報告書作成のために、特記事項に書き加えてる部分ありませんか。

前田 ちがうと思いますけれども……あの……

分銅 組合の方で、関係してる部分は全部コピーとつてあるんです。その時点で校長の字で特記事項が書かれてるのはなかった。

前田 当日ではなかったかもしれないんですが、報告する時点で書き加えたという事はありません。

分銅 だいぶ後から書き加えたという事はあるんですか。

前田 いや……そういうことは……

分銅 はっきり答えて下さい。

前田 二年も前のことですから。

分銅 前回の四月二二日の日誌の件、いつ書きかえたのか確認しましたか。

前田 教頭に聞きましたところ、私が市教委に報告しておるのは、一四時～一六時五七分

その後、今日にいたる長期間、総評拠点オルグ・全港湾オルグとして活動されてこられた。その長年の組合運動の中で得られたものから学びとらうとして講演をお願いしたものです。―後掲。

言いつづける人々

その講演の後、参加者の意見交流を行いました。平坂講演の熱気あふれる話に誘引され、次々と各地の闘いの話が出され、予定時間をオーバーする程でした。

まず最初に、市芦反彈圧闘争を支援する会の神戸工業高校の畝本先生から、「定通つづし」の策動についての報告がありました。定通現場でも定員内切り捨てが行なわれるという状況下で、「言いつづけなければならぬ」とがある」という話がされました。続いて、尼崎市に奨学金制度を作ろうとねばり強く闘っている園田学園の新任教師の方からの報告がありました。尼崎市では十年前に奨学金制度が改善され、生徒・親の生活現実を一切くみとらうとせず、ましてや就学保障に向けて生徒をばねしていくという教育的意義を一切奪った「修学援助金制度」となっています。園田学園の教師・生徒・親が中心となり、尼崎市の労働者の生活に関わる問題として、尼崎地評あがての奨学金制度確立闘争がとりくまれています。報告された先生は園田学園の

長年の奨学生指導のとりくみに支えられながら、新任教師として裸で生徒・親と格闘している姿を、新鮮に語られていました。生徒にはじめて奨学金申請文を書かせるのに、何をかかせていいかわからなくて、ストレートに親にぶつかっていく、そんな青年教師の話に久し振りに聞いて感激したという教師も多く、「生徒はやっぱりかわいんです」という言葉に、市芦を追われた先生方も、うらやましがったり、絶対学校に戻ってまた生徒と格闘するんやと、決意をあらたにさせてくれた話であったと思います。

尼崎地評から「奨学金制度確立闘争委員会報告集」が刊行されていますので、詳しくはそれを参照下さい。

続いて争議団、市民団体等の報告を受けました。この夏に十年の闘争を勝利し見事に職場復帰を克ちとった「東伸製鋼小川君の不当解雇を撤回させる会」からは、地域の共闘の力で必ず闘いは勝利するという報告をうけ、勝利記念品の掛時計が市芦救援会の玉本会長に贈られました。

また、会場うしろで北九州清算事業団の物品販売でラーメン販売をされていた「ガンバレ国労・清算事業団の仲間！とりもどそう国鉄！阪神地域の会（準）」からは、九州清算事業団の国労組合員への厳しい弾圧の様と、そこでも一人一人が地域に入り支援の輪をね

ばり強く広げているという闘いの報告がされ、市芦と連帯し地域に闘争の輪を広げようという熱い連帯の挨拶がありました。玉本会長に国労北九州支部の方々の寄せ書の色紙が贈られ、同じくきびしい弾圧下で闘う者同士の連帯が拍手で確認されていきました。

芦屋の地で「障害者は町で共に生きる」とことをめざして、市芦への障害児の進学、地域での自立した生活の闘いをとりくむ「麦の家」から、今春の市芦進学の闘い、その後の地域での拠点としての「麦の家」設立に向けたとりくみが、障害児・親の「共に生きる」という熱い思いをこめて語られました。平坂さんの講演を聞き、「どんなことがあっても地域から身をひけへん」と決意を新たにしたいと強い語調で語られました。「麦の家」設立についての会員・カンパ等については、前号の通信で趣意書を掲載しております。

続いて、「芦屋の教育を考える市民の会」から、「教育を市民の手にとりかえそう」という報告がありました。市内の社会教育団体登録で唯一市教委から拒否されたいきさつ等については、前号の通信で紹介をしています。市教委の反動的姿勢が如実に示されており、今後、市民運動としても地域に広く訴えていく問題だと思います。

最後に、ゴンチャロフ労組委員長から、暴力的な組合つぶしで、一時五六名いた組合員

〈特集〉九・二九市芦反彈圧闘争二周年集会

人と人との関わりをもつて 不退転の闘いを確認

市芦救援会事務局

去る九月二十九日、芦屋市民センターで「市芦反彈圧闘争二周年集会」が開かれました。会場には、この二年間の闘いの中で温かいご支援・共闘をえています各地の多くの労組・市民団体・争議団・卒業生・保護者など一五〇名を越す参加者が集結し、場内は終始熱気につつまれていました。

市芦救援会の玉本会長挨拶、市芦分会深沢分会長経過報告、在間弁護士・弁護団報告―いずれも後掲―から始められました。

続いてこの間の闘争の中で多くの組織からご支援をいただいています、当日は四団体の方々から連帯の挨拶がありました。

人として生き、たたかう

芦屋地労協の井沢事務局長からは、この市芦弾圧は、市内三単組（市職・現業・水道）にかけられている行革の攻撃と同じであり、市芦だけの問題ではないとして、地労協としてもとりくみをはじめ、今後とも連帯をしていくという力強い挨拶がありました。続いて



兵庫高教組本部の西本書記長からは、市芦との連携・連絡を深めようという挨拶がありました。また芦教組の桜井支部長からは、今の芦屋は反動とファシズムで全体が動いているようだが、それと区別できる保守層の市民とは一緒に現状を変えていく必要がある。多様な運動をつくりながら市芦との連帯をすすめたい、との挨拶がありました。さらに芦屋水道労組の小畑委員長からは、市芦への弾圧は市当局による行革攻撃の一つであり共通の問題ととらえ、行革の非人間性を明らかにし、共闘を強化して職場・地域の中から反合理化闘争を組織して、その中で市芦闘争と連帯していきたいとの挨拶がありました。

なお、自治労淡路・阪神ブロック共闘会議から、「不当処分・強制配転撤回の闘いをねばり強くすすめておられる皆さんに、心から敬意を表します。今日の集会を機に、更に闘う体制を固め、完全勝利の日をめざし、どんな弾圧もはねのけががんばって下さい」との激励・連帯のメッセージが集会に届けられました。

続いて、全港湾関西地方本部の平坂春雄書記長の集会記念講演が、「人として生き、たたかう」と題しておこなわれました。平坂氏は二七才の時に尼崎製鋼所で指名解雇され、

が四名にまで減っているが、今、一名の解雇撤回闘争を地労委で闘っているという報告が

ありました。

各地から、いろいろな方面からおいでいただきまして、本当にありがとうございます。

二周年になりますが、その最初から公平委員会だけは一回も欠かさずに出させてもらいました。こうして二周年を迎えることができました。

芦屋はいま文化都市だといいますが、そうでしょうか。文化の最大の敵は武力であり、権力であり、人権無視であり、無法な刑罰であります。公文書偽造をやり、人間を支配し、人間らしさを奪い、人を隷属せしめるところに文化はありません。それは野蛮行為でしかありません。

高校の入学定員から、切実な思いをよせる親や子供達の願いを冷たく切り捨てることが、三三名も切り捨てることが、それが文化でしょうか。

地価を値上げさせるために、弱い者・貧しい者を切り捨てるのが文化だと非常識なことを言うのは一体どこで誰でしょうか。

すべての人間が幸福になることをめざす営み、すべての人間が幸福になることを営むこ

真実と正義を

市芦救援会会長 玉 本 格

ところで、幸福になることをめざす営みそのことが文化であり、そのことはすべての市民が、県民が幸福になることにつながりましょう。芦屋を人間不在のモデル地域に絶対にしてはならないのです。

この二年間、皆様のお力で、何がどうか、ということがだんだんわかってきました。

なぜそうなのか、ということもわかりつつあります。では、どうすればよいのか。

今後さらにほり下げて考え、実践にうつす時でありましょう。

市芦救援会、県下各地域よりの支援する会、また「芦屋の教育を考える市民の会」、その他いろいろな方々の仲間がしだいにふえ、結果しつづつあることはとてもうれ

しいことであります。ありがたいことでもあります。

私達はさらに団結し、真実と正義を多くの方々に浸透させていきましょう。そのことが、芦屋を真の文化都市に育てあげ、すべての市民、すべての県民が幸福になる道だと確信いたします。皆様、今日は本当にありがとうございます。共にがんばっていきましょう。

風の中に立つ

最後に、市芦の鈴木先生から、「きつい二年間を闘ってきたからこそ、これから闘えるんだという自信も出ている。九名の強配者だけでなく、きつい市芦現場の組合員、生徒達の決意も含めて、あらためて闘いの決意表明としたい」という話をうけ、集会決議文「後掲」が静かに朗読され、集会参加者全員の拍手で採択されました。

集会の締めくくりとして、「生徒切り捨ての『教育改革』を許さないぞ」「九人の先生を市芦へもどせ」「証拠偽造を許さず、審理闘争に勝利するぞ」「あらゆる職場・地域で闘う人々の連帯」のスローガンを採択し、集会は成功裡に終わりました。

私たちは、この二年間の闘いの中で、確実に地域・職場の闘う人々との出会いを深めてきています。人間としての尊厳を守る闘いに立ち上がる人々との連帯を広げています。

とある辺土の駅に

われ汽車を待てり

いま来し方へかえらんとし

辺土の風のなかに立てるなり

われのゆく道はただひとつあり——と

(伊藤桂一詩集より)

経過報告

あらがいが続ける

市芦分会長 深沢 忠

この場をかりまして、市芦分会を代表しまして、日頃一緒に闘っていただいている方々、あるいは支援をいただいている方々にお礼を申し上げたいと思います。

丁度二年前の九月二十九日に処分がいわたされました。この間、組合員数が四一名から二七名に減る、そのうち九名までもが市芦の外に放り出されるという、非常に厳しい弾圧をうけながらも、ここに今も元気で闘い続けられているのは皆様方のご支援があったと感謝いたしております。

あわせて、私達も今後がんばって闘っていくという決意もこめて経過報告をしたいと思

います。教育委員会、学校管理職による生徒管理あるいは生徒弾圧、あわせて教員に対する管理・弾圧、そういう中で、今春には二名の組合活動家に対する強制配転が行なわれました。そして、更に入試において大量の生徒が再び切られていくということが起っているわけです。

今の三年生は、入学した当時一四〇名いました。「教育改革」前の最初の進級の年にはほとんどの生徒は進級していきました。しかし、「教育改革」の初年度で、いま三年生は一〇〇名に激減しているのです。

あるいは今の二年生は、約一三〇名が受験しましたが、そのうち三十三名が校門の前で切り捨てられ、入学後も一六名もの生徒が切り捨てられ、あわせて四九名もの、四割に近い生徒が切り捨てられていくという状況になっています。これがいま市芦あるいは芦屋で進行している「教育改革」なわけです。

強制配転で、組合に結集する教師が二十七名に減り、学校の中には十八名の教師しか残っていません。つまり、それだけ生徒の側に立って闘う教師が学校の中に減っているという状況になっている訳です。

それは、教師を息苦しくすると同時に、生徒を息苦しくさせながら、学校から排除するという現象としてあらわれています。

組合に対する弾圧もさらに続いています。賃金交渉すら拒否し、市芦の要求については一切何も与えない、市芦をこの芦屋の中で村八分にしながら、市芦が交渉しても何も得られないという状況をつくり、その中で組合がしぼんでいくのを彼らは待っています。

しかしながら、私達はここにお集まりの方々の支援の中でこの二年間を闘いつづけ、今

年の四月から現在に至るまで二十七名の組合員は誰一人脱落することなく現在も闘いつづけているということを報告したいと思います。とりわけ、とばされた九名の者たちは、病気で療養休暇に追いこまれていた者もいますけれども、今職場に出てきている者はすべて元気に闘いつづけています。

とりわけ、今、みどり学級では障害児の子の校区の小学校への復学闘争が、小学校の先生達と連携しながら闘われようとしています。私達はとばされてもお、火種として芦屋の中に残りつづけていきたいというふうに思っています。

学校の中ではいろいろな管理規制の中で、生徒が悲鳴を上げていることはかわりない訳です。自主教材の禁止、わからない授業、そして授業が荒れ、生徒が授業を抜け出す。それを「教育改革」の失敗というところをえ方をしないばかりか、一層きびしい規則と処分で生徒を追いこみつつあります。たびたび規則や規制のプリントが配布され、それは担任の机の上でますます厚みを重ねています。

その中で、生徒達は処分につれない範囲で荒れつづけるという形をとりつつあります。授業に欠席すれば留年させられていく、あるいはその結果、学校から放逐させられていく。生徒達はこれに精一杯抵抗しながら、授業の中には出ながら、授業の中で荒れるという形

をつくり出しています。

服装が荒れ、授業中ウォークマンが生徒の耳から離れない、あるいは遅刻がふえるという形で進行している訳ですが、それに対して、管理職の側は遅刻を三回すれば欠席一回だ、あるいはウォークマンをはずさなければ欠席にする。机をまっすぐに並べろ、言うことを聞かなければ欠席にする。そういった形でしか生徒に対処しきれなくなっています。

わからない授業と人のぬくもりを失った学校の中で、生徒達はそれを生み出した管理主義に抵抗しつづけています。

それでも、校長は一部の育友会の役員を使いながら、芦屋市内で、「市芦はよくなった」と懸命に言いまくっています。

そういった宣伝をしながら、彼らの生徒に対する対応の仕方というのは、規則と処分だけをくりかえす、という非常に危機的な状況になっている訳です。

私達はこの闘争に勝って、一刻も早く市芦をたて直す闘いを学校の中で、もっと力強くすすめたいと思っています。そのために、今の時期、公平委員会闘争を最後まで闘い抜いて、必ず勝利しなければならぬと思っています。今後とも御支援、共闘をよろしくお願ひしたいと思います。

鈴木先生に再度強制配転

係争中に今度は「青少年愛護センター」へ

市芦分会

九月三十日、勤務時間も過ぎた夕方、突然上司より「人事異動があるので明日市教委へ行け」との指示が鈴木先生に出された。翌日市教委へ行くと「本日付けで青少年愛護センターへ異動する」との通告があった。愛護センターの職員を突然一名増員するという。市芦という教育現場から排除するためだけの、たらい回し人事であることは明かである。

二年前の十月一日には、学期途中にもかかわらず、当時ほとんど仕事のなかった六三高校総体事務局へ強制配転された。させられた仕事の大半は、旅行社員さんからの宿泊手配のための施設回り等であり、およそ「教員の仕事」とは無縁なものであった。

本人及び組合からは、「現在、条例における教員定数は三二名であるにもかかわらず、二九名の教諭しか配置せず、欠員状態にある。そのためあつて市芦の教育活動も混乱している。高校総体終了にともない、市教委の主張していた配転理由はすべて消滅したのだから、鈴木先生をすぐに市芦へ戻せ」との強い要求を出していた。

にもかかわらず、市教委は、「せめて俺らが卒業するまでには戻ってきて欲しい」と願う生徒と「早く帰りたい」と願う教師の気持ちをまたもや踏みにじって、鈴木先生を愛護センターへ再配転した。

教員定数増や施設・設備の充実など教育条件を少しでもよくするために大きな責任を負っている井上校長は、「現在でも教員は多いくらい」とうそぶき、生徒・教員の犠牲の上に自己保身のみに走っている。そして、「教員が増えても困ることもある」と、鈴木先生に帰ってきてもらっては困るという卑屈な本音をつい漏らしてしまった。

職務命令という特権のみに頼り、その力量のなさ、仁徳のなさから、教員や生徒の信頼を得られない井上校長を擁した市教委は、たった一人の教員の市芦への復帰におびえ、市芦へ返さないことだけを目的とした不当人事を再び発令した。権力の教育支配のために人事異動がその道具とされることは許されぬ。

弁護団報告

処分の本質を見失うことなく

弁護士 在間秀和

バリケードを築いた公平委員会

まず芦屋市の公平委員会審理の印象をいたしまして、公平委員会自体がこういう係争に非常に慣れていないということを当初から感じておりました。おそらく今までこういう形での審理というのが前例がなかったからだと思います。当初からギクシャクした形で公平委員会が審理に当たっていたというのが第一印象としてあるわけです。しかも単にギクシャクしていったというだけではなくて、公平委員会の姿勢そのものが当初から非常に気にかかっていたというのも一つの印象であるわけです。

当初、不服の申立をしましたのが、一九八六年の十月ぐらいだったと思うんですけど、それから第



一回の審理がなされましたが、翌年、今から言って昨年の七月三〇日に第一回と、申立をしてから第一回の審理が開かれるまで非常に長期にわたっているわけです。その

間に六名の配転ということもありましたが、それにしても非常に長い期間待たされた上で、第一回の審理が始まるという経過があったわけです。第一回の審理の時に現場におられた方は御記憶だと思いますけれども、公平委員会の担当の職員との間でかなりのもめ事があったわけです。公平委員会の審理の部屋の前にはあたかもバリケードのようなものを築いて入る人を一々チェックする、本来公開の審理ですから、私たちも法廷そのほかの公開の審理の場で、ああいう形で主催する側が対応したというのは初めての経験で、これには代理人、弁護士としても非常に怒りを持ちまして、許せないという抗議をしました。

この第一回の審理の冒頭のやりとりで、芦屋市の公平委員会そのものが、はたして名前の通り公平に審理をやるかと思っているのかどうか、非常に疑問に感じたわけです。本来、公平委員会というのはこういう紛争については、第三者的な立場から公平にものを見て、この処分が妥当であるかどうかと

いうことを判断する立場にあるわけですから、ああいう形で処分を受けた側を敵視するような対応をするというのは、立場そのものからして許せないわけです。非常に印象的な審理の開始であったと思うわけです。

かたくなに釈明を拒む市教委

前田前校長に対する証人尋問が始まったのが、今年の六月二日の第八回の審理からです。それまでどういうことをしておったかという、おもに求釈明・釈明という、処分をした教育委員会の側に対して、処分された私たちの側から、一体どういうことだと、それを明らかにしろという要求をしていったわけです。これはこういう事件においてはごくふつうに行なわれている事柄です。公には処分理由というものは、詳細には明らかにされておらないわけですから、審理の冒頭に当たって処分した側が処分理由を明らかにし、それがはたして妥当かどうか、相当かどうかというところを、その事実について公平委員会で審理をしていくことになるわけです。